

被災農林漁業者向け金融支援相談窓口 (電話) の設置について

農業・林業・漁業の分野で被災された場合に利用可能な制度資金や、償還条件の緩和制度の紹介などを行います。

次の時間帯に電話によるご相談を受け付けています。

◎ **時 間 (土・日曜日もご相談可)**

8時30分～17時15分

◎ **相談窓口電話番号**

089-912-2528

(愛媛県 農林水産部 農業経済課 直通)

■ 被災農林漁業者向けの主な制度資金

資 金 名	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業施設資金 (災害復旧)				
資金の使いみち	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金(運転資金)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金				
貸付限度額	600万円 又は、年間経費等の3/12	負担額の80% 又は、1施設当たり300万円のいずれか低い額				
償還期限(据置)	10年(3年)	15年(3年)				
貸付利率	0.2% (当初5年間の無利子化措置あり)	0.2～0.3% (当初5年間の無利子化措置あり)				
融 資 機 関	日本政策金融公庫 電話	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">[農業</td> <td style="border: none;">089-933-3371</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">林業・漁業</td> <td style="border: none;">086-232-3612</td> </tr> </table>	[農業	089-933-3371	林業・漁業	086-232-3612
[農業	089-933-3371					
林業・漁業	086-232-3612					

※1 資金の内容は、平成30年7月末現在のものです。

※2 これら資金を利用されるには、市町が発行するり災証明書が必要となります。

■ 上記のほかにも、次のような資金が利用できます。

資 金 名	貸付対象	資金使途	融資機関
農業経営基盤強化資金(スパーL資金)	認定農業者	施設の復旧	公庫
農業近代化資金	認定農業者等	施設の復旧	公庫
J Aバンクえひめ農業災害対策資金	組合員・准組合員	施設の復旧・運転資金等	各J A